

総務教育常任委員会資料

(令和7年6月10日)

請願7年令和改新第9号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

請 願 文 書 表

議 会 資 料

請願（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－9 (R7.6.2)	令 和 改 新	所得税法第56条の廃止を求める請願	
▶請願事項 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出すること。			

▶請願理由

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定している。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばない。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けている。後継者育成にも大きな妨げとなっている。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言われるが、青色申告は税務署長への届出・承認を前提にした納税者への「特典」にすぎない。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが実状である。

国連女性差別撤廃委員会は令和 6 年、「女性の経済的自立を促進するため、所属税法第 56 条を改正し、女性の家族経営企業での労働を認める」ことを日本政府に勧告した。「56 条の廃止等を求める意見書」は、全国 570 を超す地方自治体で採択されている。日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、世論と運動が広がっている。

56 条は明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐものである。ジェンダー平等の考え方からも、人権問題として差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、56 条は廃止するべきである。

▶提 出 者

民商鳥取県連婦人部協議会 会長 西田 美津子

▶紹介議員

市谷 知子

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

令和の改新戦略本部（税務課）

【現 状】

所得税法第56条は、納税者と生計を一にする親族がその納税者の営む事業に従事したことなどにより対価の支払を受ける場合は、その対価の金額は、当該納税者の所得の計算上、必要経費に算入しないこととする規定。これは、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点からのもので、昭和24年のいわゆるシャープ勧告の中で、所得税の課税単位を個人とすべきという指摘とともに、家族従業員を雇用することによる所得分割を抑制する措置を併せて導入すべきとの指摘があったことを踏まえて、昭和25年の税制改正において規定が創設されたもの。

所得税法では、この規定を原則としつつも、第57条で、事業に専従する親族である場合の必要経費の特例等の規定を設けている。同条第1項では、青色申告者については帳簿等により家計と事業の分離や給与支払の実態を確認できることから、家族従業員への給与の実額による経費算入を認めている。また、白色申告者については、青色申告者と異なり、資産等の状況まで記帳が求められておらず、同様の確認を行うことが困難であることなどを踏まえ、実額による経費算入を認めていないが、同条第3項で、概算的な定額（配偶者86万円、その他50万円）の控除が認められている。

<国のスタンス>

「現行の制度は、親族間の恣意的な所得の分割による租税回避を防止することを目的として、青色申告者と白色申告者の記帳の水準の違いを勘案した制度設計となっていることから、白色申告者による記帳や帳簿等の保存の状況等も踏まえて、引き続き、丁寧に検討する必要があると考えている。」（令和5年6月15日提出の青山大人議員（立憲民主党）の質問主意書に対する答弁書（岸田文雄内閣総理大臣））

※参考法令：所得税法第56条及び第57条（抜粋）

（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）

第五十六条 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

第五十七条 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「青色事業専従者」という。）が当該事業から次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業で

その規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

2 (略)

3 居住者（第一項に規定する居住者を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「事業専従者」という。）がある場合には、その居住者のその年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなす。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者の配偶者である事業専従者 八十六万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 五十万円
(以下、略)